

○酒田市健康づくり協議会設置規程

(平成18年1月4日訓令第3号)

改正 平成21年5月29日訓令第14号 平成25年7月8日訓令第41号
平成30年1月18日訓令第1号 令和2年4月2日訓令第28号
令和5年3月15日訓令第10号

(設置)

第1条 市民の健康を確保するとともに年代に応じた健康づくりを総合的に推進するため、酒田市健康づくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し各機関と連携を図るものとする。

- (1) 市民の健康づくりのための各種事業の推進及び評価に関すること。
- (2) 市民の健康づくりの支援及び育成に関すること。
- (3) 健康増進計画策定に関すること。
- (4) 自殺対策計画策定に関すること。
- (5) その他健康づくりに必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる各種団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、酒田市健康福祉部に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 18 年 1 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 8 日訓令第 41 号)

この訓令は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 18 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 30 年 1 月 18 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 2 日訓令第 28 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 2 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日訓令第 10 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

山形県庄内保健所
酒田地区医師会
酒田地区歯科医師会
酒田地区薬剤師会
やまがた健康推進機構
酒田市社会福祉協議会
酒田市自治会連合会
酒田市地区自治会連合会
酒田市老人クラブ連合会
酒田市スポーツ推進委員会
酒田市食生活改善推進協議会
酒田商工会議所
酒田市総合支所各地区住民
酒田地区医師会(精神科医師)
山形県公認心理師・臨床心理士協会

東北公益文科大学
就労支援施設・ひきこもり支援団体
酒田市地域包括支援センター
酒田警察署
酒田市教育委員会学校教育課